

富田林市に住み続けていただくために

富田林市若者・子育て世代転入促進給付金制度

1. 制度の目的

富田林市の人口減少への対応として、本市にゆかりのある若者・子育て世代の住宅購入費用の一部を助成し、親子等での近居・同居を促進することにより、若者・子育て世代のUターンによる転入促進をめざすものです。

また、親子等が近くに住むことにより、お互いに安心して暮らせるような効果も目的にしています。

2. 給付内容

近居・同居を目的として、本市内に住宅を新築または購入（中古を含む）した若者・子育て世代（40歳以下）のうち、本人またはその配偶者の親または祖父母が本市に1年以上住んでおり、かつ一定の条件を満たした人を対象として給付金を支給します。

給付内容	(1) 近居の場合	30万円
	(2) 同居の場合	50万円

3. 申請受付期間

申請受付期間 令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで
(土曜日曜祝日及び年末年始は除く)

※ただし、予算がなくなり次第終了します。



4. 申請書・受付

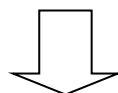
申請書の配布 令和6年4月1日(月)から
富田林市役所4階住宅政策課で配布します。
本市公式ウェブサイトからダウンロードもできます。

申請の受付 令和6年4月1日(月)から
富田林市役所4階住宅政策課でのみ受付します。
他の市施設や郵送による受付は行いません。

5. 申請から給付まで

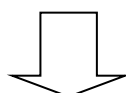
(1) 申請

- ・支給要件(P3)のご確認をお願いします。
- ・支給要件すべてに該当する場合に、必要書類を添えて申請してください。
- ・申請は、市役所4階の住宅政策課でのみ受付いたします。郵送での受付は行いません。
- ・提出された書類は返却できませんので、ご了承ください。
- ・提出していただく書類は、(P4)でご確認ください。



(2) 支給決定通知の送付

- ・審査の結果、給付の対象となる人に申請からおおむね1ヵ月以内に市から「富田林市若者・子育て世代転入促進給付金支給決定通知書(様式第2号)」をお送りします。



(3) 給付金の支払い

- ・申請からおおむね2ヵ月以内にご指定の金融機関に給付金を振り込みます。

6. 支給要件

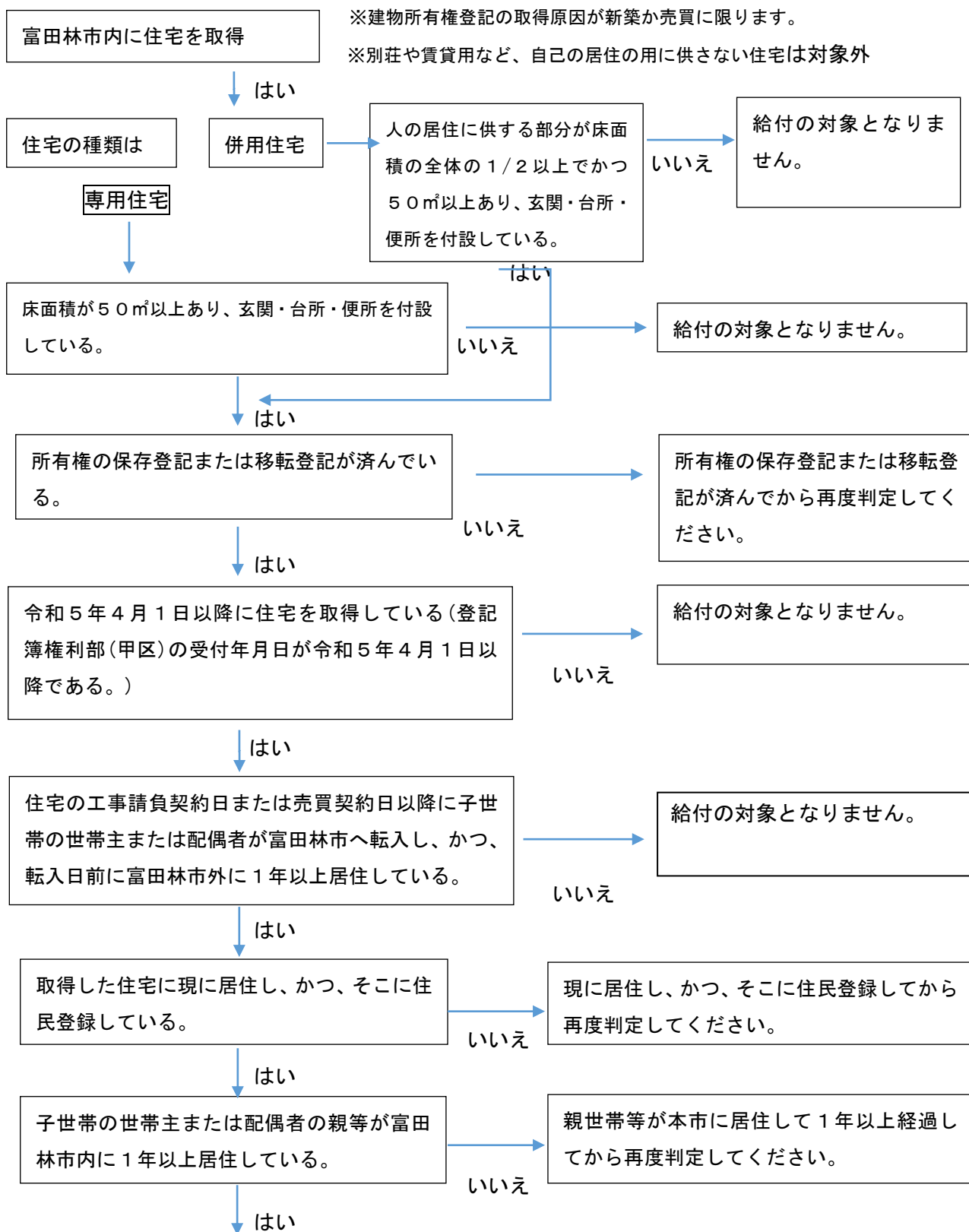
対 象 者
① 本市内に新たに住宅を取得した子世帯の世帯主またはその配偶者（配偶者にはパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けたパートナーなどを含む。以下同じ。）
② 本市への転入時点で、子世帯の世帯主またはその配偶者が40歳以下であること
③ 本市の転入日前に1年以上継続して本市外に居住しており、対象住宅の工事請負契約日または売買契約日以降に転入している人 ※子世帯の世帯主、その配偶者のいずれかが契約日以降に転入していれば対象。
④ 申請時点で、親世帯等が本市に1年以上継続して居住している人
⑤ 申請時点で、親世帯等・子世帯とも本市税（市府民税及び固定資産税・都市計画税、軽自動車税）の滞納がない人
⑥ 親世帯等・子世帯とも暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員または市の暴力団排除条例に規定する暴力団密接関係者に該当しない人
⑦ 子世帯が過去に本給付金並びに富田林市近居同居促進給付金を受給していない人
対象住宅
① 子世帯が新築または売買（中古を含む）により取得した住宅 ※相続や贈与、その他対価を伴わない取得は対象外
② 対象者が所有する住宅 ※共有名義の場合、子世帯が建物所有権の持分の2分の1以上を保有していること。
③ 令和5年4月1日以降（登記簿の権利部「甲区」の「受付年月日・受付番号欄」に記載の日付による）に取得し、子世帯名義の建物所有権保存登記または所有権移転登記が完了している住宅
④ 関係法令に基づき適正に建築された住宅
⑤ 自己の居住用に供する住宅 ※別荘や販売・賃貸するための住宅は対象外。 ※併用住宅の場合は、一定の基準を満たせば対象となる場合がありますので、お問い合わせください。
⑥ 専用住宅の場合、延べ床面積が50㎡以上で、玄関、台所、便所が付設されている

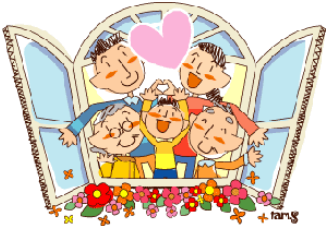
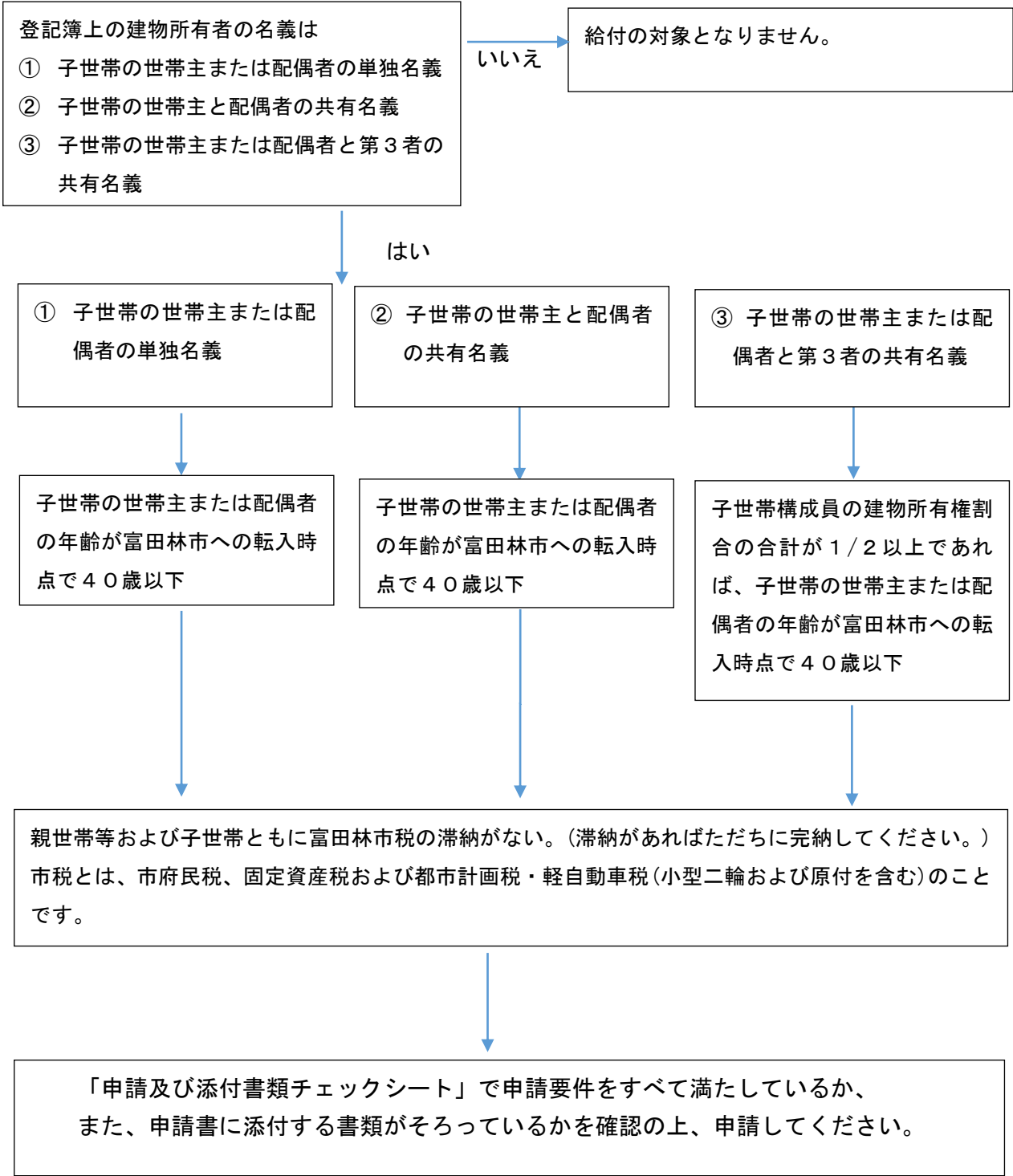
7. 申請時に必要な書類

- (1) 富田林市若者・子育て世代転入促進給付金支給申請書（市の指定様式）
- (2) 戸籍全部事項証明等 1 通 （原本）
 - ・発行日から 3 ヶ月以内のもの
 - ・続柄や親子関係等を確認するため
- (3) 戸籍の附票等 1 通 （原本）
 - ・発行日から 3 ヶ月以内のもの
 - ・子世帯の世帯主又はその配偶者が転入日前に 1 年以上継続して市外に居住していることを確認するため
- (4) 建物登記事項証明書の全部事項証明書 1 通 （原本）
 - ・発行日から 3 ヶ月以内のもの
 - ・建物の取得日や所有権等を確認するため
- (5) 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (6) 各部屋の面積が記載された住宅の平面図（写し可）
- (7) 調査の同意書（市の指定様式）
 - ・住民登録内容、市税の滞納等を調査確認するため
- (8) 給付金申請者選定届（建物登記が共有名義の場合のみ：市の指定様式）
 - ・共有名義の場合の申請者を選定するため
- (9) 申請書添付書類チェックリスト（市の指定様式）
- (10) 「富田林市若者・子育て世代転入促進給付金アンケート」
- (11) 通帳の写し等、振込先口座を確認することができるもの
- (12) その他市長が必要と認める書類
 - ・必要に応じて提出を求める場合があります。



8. 若者・子育て世代転入促進給付金事業フローチャート







富田林市イメージキャラクター

富田林市若者・子育て世代転入促進給付金の
ご申請・ご相談は

富田林市 産業まちづくり部 住宅政策課

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話番号 0721-25-1000(代表)

内線437

受付時間 平日午前9時から午後5時30分まで

(土曜日曜祝日及び年末年始は除く)

